

建築基準法・建築物省エネ法の改正により 建築確認・検査の取扱いが変更されます

施行日前後における規定の適用

国土交通省の技術的助言による取扱いイメージ

＜都市計画区域等の区域外＞確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い＞

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の区域外＞			
	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 （附則第3条）	構造関係規定等への 適合確認
①	設計 → 着工 → 完了	不要	
②	設計 → 着工 → 完了	不要	
③	設計 → 設計変更 → 着工 → 完了	不要	
④	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

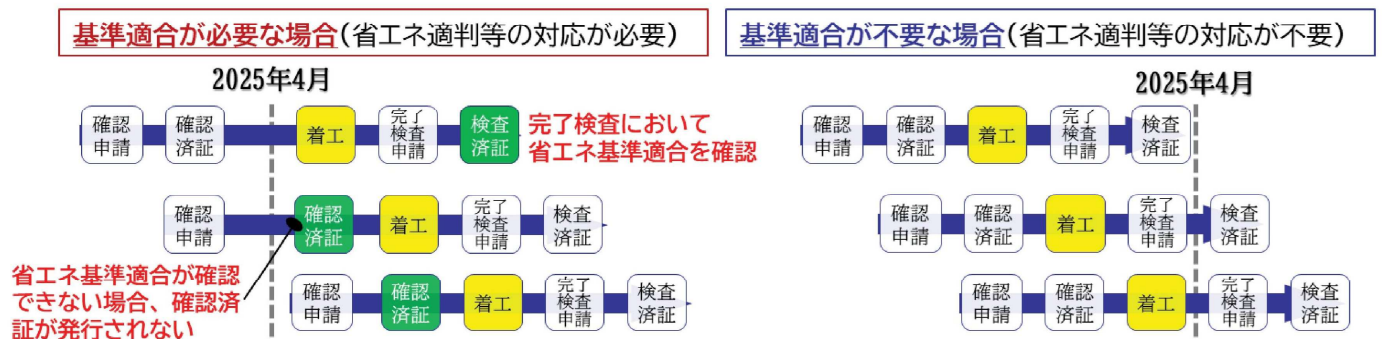
（引用：国土交通省）

＜都市計画区域等の区域内＞旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い＞

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の区域内＞			
	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への 適合確認	留意点
⑤	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了 → 検査済証	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了 → 検査済証	確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 確認済証 → 着工 → 完了 → 検査済証	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 確認済証 → 着工 → 完了 → 検査済証	確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩	確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 確認済証 → 着工 → 完了 → 検査済証	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了 → 検査済証	確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内
⑫	確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了 → 検査済証	確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内

（引用：国土交通省）

省エネ基準適合義務の対象拡大は、施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工する場合は、完了検査申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写し及び添付図書等の提出が必要となります。施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工し、計画変更の確認申請を行う場合は、計画変更申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写しの提出が必要となります。



(引用：国土交通省)

詳細については、以下の国土交通省のホームページをご確認ください。

- ・ 改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について（令和6年5月30日付国住指第99号、国住参建第791号）

<https://www.mlit.go.jp/common/001745867.pdf>

- ・ （参考資料）改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

<https://www.mlit.go.jp/common/001745868.pdf>